

講演 「監査事務所検査結果事例集の公表にあたって～外部監査の実態把握等のために～」

講師 友杉 芳正 氏（公認会計士・監査審査会 会長）

ただ今、ご紹介にあずかりました友杉でございます。本日はこのような機会をいただきまして、どうもありがとうございます。私が最初に 20 分程度公認会計士・監査審査会というのとは一体どのような職務を行っているのかということの概略を話させていただきます。その後、主任検査官から実際の監査法人の検査の結果等について話させていただきます。

1. 金融庁の組織（ppt3）

まず、金融庁の組織についてですが、金融庁全体で約 1550 人の職員がいますが、金融庁本体においては長官の下に総務企画局、検査局、監督局がございます。総務企画局の右の上から 5 番目に企業開示課というのがありますが、会計基準や監査基準の作成等に関わっているところでもあります。検査局と監督局においては、金融機関等の検査、監督を実施しています。

それから、証券取引等監視委員会というのがありますが、ここはインサイダー取引等がないかということの調査を行っている組織であります。約 400 人の職員がいる組織であります。

最後に、公認会計士・監査審査会があります。これは約 60 人の組織ですが、監査法人の監査品質を高めるために検査しているところでもあります。

2. 証券市場の公正性確保（ppt2）

このように、金融機関、事業会社、監査法人に対して検査を行っているのですが、不正というのがなくなれないというところがありまして、だんだん不正の手口が巧妙化してきています。シニアコミュニケーションの粉飾事件では、公認会計士が残高確認書を郵便で発送する、その後をシニアコミュニケーションの社員が付けてきて、郵便を回収した郵便局員に「間違っって投函したから」と言って回収する、そして都合のいいように書いて投函するというので、公認会計士がまさか郵便ポストに入れたものが回収されて偽造されたというところまでは想像ができなかったというケースがあります。

FOI の事件では、約 98%近くが架空売上、循環取引であったということで、伝票等の偽

造、ダミー会社等を作る、実際に存在する会社名を使ってそこからの代金回収があるようなことがなされていたということでもあります。

それから、林原のケースは粉飾決算がされていたのですが、会社法上の大会社は会計監査人監査を受けなければいけないとなっているのですが、会計監査人監査を受けていなかったわけです。ところが、過料は100万円以下なのです。そういう意味では、非常に抑止力がないような金額になっています。

会計監査人監査の設置は登記事項ですから法務局へ行けば分かるのですが、そこまで調べていません。それで、日本公認会計士協会が調べたところ、約500社程度の会社は会計監査人を設置していないのではないかという調査結果も出ています。違法状態が続いているわけです。それで、2年前の8月に金融検査において金融機関等を調べると、融資する場合には税務申告書は入手するけれど監査報告書は入手していないということが多いため、監査報告書も入手するよというのを日本公認会計士協会が全銀協に要請し、検査局もそういった対応をするということをやりました。

ところが、今年の秋に調べたところ、やはりまだこの会計監査人監査を受けていない例もあり、監査報告書を入手していないという金融機関があるということで、金融機関に対してさらに指導を強めるというようなことをやっています。

3. 公認会計士・監査審査会 (ppt4)

この公認会計士・監査審査会はどのような組織であるかということ、これは9年前の平成16年にできた組織であります。会長1名と委員9名、計10名の合議制の機関でございますので、審議事項は投票をしないであくまで話し合いの上で決定するということになっています。衆議院・参議院の同意を得た人事で、いわゆる国会同意人事ということで独立性が保障されている機関であります。

主な仕事は二つありまして、一つは公認会計士試験を実施している主体であります。もう一つは、今日のテーマの審査検査室が監査法人の検査、それから日本公認会計士協会、被監査会社への検査等ができるということになっています。

4. 21世紀の会計不正・粉飾の増加 (ppt5)

こういった組織がなぜできたのかということなのですが、20世紀までは不祥事が起きると監査基準を改訂強化して、ある公認会計士がやったのを別の公認会計士が調べてもつと

監査手続きを実施すべきではないかとか、証拠を入手すべきではないかというようなピアレビュー制度を導入するという、いわゆる私的自治、自主規制機関として対応してきたわけです。ところが、21世紀のエンロン事件が契機になりまして、投資者だけの問題ではなくて、アメリカ経済全体にも影響を及ぼすというので、国が公的監視をする必要があるというところから始まったわけでありまして、日本でもちょうど西武鉄道やカネボウ事件等も起きまして、公的監視規制というのが始まってきたわけでありまして、本来、公認会計士は私的自治、自由職業ですので、自分たちのことは自分たちで守ればよいということで監査基準の改訂強化をし、ピアレビューをするという自主規制をやってきたのですが、それだけではもう収まらなくなってきたというところで、この公的監視規制が始まったわけでありまして。

5. 公的監視規制 (ppt6)

アメリカの場合は非常に権限がある組織を作りまして、公開会社会計監督委員会(PCAOB)とっていますが、これはSOX法によって2002年に設立された組織であります。上場会社を監査できる監査事務所の登録権限を持っていますし、監査基準等を策定しております。それから、監査事務所に検査に入る権限があります。懲戒処分権限もありますし、規則の遵守に関して非常に強い権限を持っていて、約750人の組織で動かしています。

6. 監査監督機関 (ppt7)

それに対して、日本の場合は直接方式を取らないで間接方式を取りまして、日本公認会計士協会がまず監査法人・監査事務所の品質管理を調べ、監査基準に準拠して監査がなされているかどうかというのを調べるわけです。その調べた結果について、この公認会計士・監査審査会にレビュー報告書が回ってきます。それで、公認会計士・監査審査会がもう1回チェックするという、監査の監査化といいますか、ダブルチェックの方式を取ったわけでありまして。これが、まさに日本公認会計士協会による品質管理レビューというものを前提にして、それを基にして当審査会が検査するという、私的コントロールに対する公的コントロールが課せられる二重チェックシステムの形を取っています。

こういった組織は世界的に見るとどれぐらいあるかといいますと、現在44カ国にこういう監視・監督機関があります。資本市場の発達しているところではほとんどこういう公的監視機関ができております。IFIARという世界大会があるのですが、ここに参加していな

いのはメンバーでない中国とインドぐらいでして、あと活発な資本市場のある国は全部この監視機関がありまして、総会に参加しているということでもあります。

7. 品質管理レビューに対する審査・検査 (ppt8)

日本は間接方式を取りました。これは公認会計士法で規定されておりまして、監査の公正性を確保するために、監査法人に検査に入ることができるのは公益または投資者保護のため、必要かつ適当だと認めるときというふうに条文で規定されています。そして検査権限は犯罪捜査のために認められたものと解してはならないということから、摘発性等はありません。あくまで指導性、教導性、つまり監査基準に準拠した監査がなされるようにと、なされていないかつたらなされるように指導するというのが、この当審査会の職務として認められているものであります。

ですから、この審査会の審査・検査の要点は、監査意見そのものの適否を判断はいたしません。監査意見が適当かどうか、妥当かどうかというのは日本公認会計士協会の監査業務審査会の方がやっているのです、当審査会ではやりません。行うのは、一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠した監査業務がなされているかを確認します。いわゆる監査基準の準拠性を監査して、監査の品質を高めるということが当審査会の役割であります。

8. 「品質管理レビュー」に対する審査および検査 (ppt9)

今言いましたことをまとめますと、スライド9にありますように、監査法人が被監査会社を監査します。この監査法人を日本公認会計士協会の品質管理委員会の品質管理レビューアーの公認会計士の人が、きちんと監査基準に準拠して監査をやっているかどうかということ調べます。この調べた報告書が当審査会に回ってきます。その中で必要に応じて当審査会が監査法人に検査に入り、入ったところ、非常に監査基準に準拠性違反が多すぎると金融庁長官に勧告をするという形になっています。日本公認会計士協会の品質管理レビューというのは現在27名ぐらいの品質管理レビューアーの人が調べます。監査法人自体は約240~250ありますので、3年に1回は見るということで、数人のグループを作って1週間程度で80~90の監査法人の品質管理レビューを行っています。その報告書が当審査会に参りまして、その80~90の中から、当審査会の検査官も約30名しかいませんので、その中でどれを選んでどの監査法人の検査に入るかを決定します。日本公認会計士協会の方は1週間程度ですが、当審査会の検査は約1~2カ月入りますので、深度ある検査を行う

反面、数が限られているということになります。

9. 「審査・検査の基本指針・基本計画 (ppt10)」

審査・検査の基本指針は、公益のために監査品質を高めるためということです。240～250 あるうち、大規模監査法人は十幾つ、あとはみんな中小という形になりますが、記載の通り、監査法人の規模によって検査基本計画を分けています。

10. 審査・検査の改正要点 (ppt11)

平成 24 年度は、この審査・検査のリスク・アプローチを取り入れ、リスクの多いところを選んで検査に入ろうと、それから、検査に入れないような場合は文書で報告を求めようということにしています。検査の視点は、監査人と監査役の間でコミュニケーションが十分なされているか、それから、監査人の交代が見られますが、その場合の実態が一体どうなのかということです。投資ファンドや信用金庫、信用組合の監査や監査法人依存度の実態をまず今年調べて、平成 25 年度はそれを基にリスク・アプローチでこの検査に入る場所を決めようということをやっています。

それから、検査に入った後、被監査法人に当審査会の公認会計士の検査官の検査はどうだったのか、どこかに問題がなかったか、どういう要望があるかというのを聞いています。それを踏まえて、日本公認会計士協会の品質管理レビューアーの公認会計士との意見交換会や、取引所との意見交換を行っています。連携を取れるところは意見交換をして共同で何とか品質管理を高めよう、不祥事の発生をなくしようということをやっています。

11. 審査・検査の実施状況、勧告 (ppt12)、報告徴収 (ppt13)

年間約 80～90 件の審査がされて、その中から 10 件程度の検査に入ります。平成 23 年は 9 件の検査を実施しましたが、四大監査法人には 2 年に 1 回入ることになりますので、このうち七つが中小ということになります。

それで、検査の結果、これはあまりにも監査基準準拠性違反が多すぎるというのが年間 1～2 件はありますが、そういうところに対しては長官に勧告して行政処分を求めるということをやっています。報告は文書で求めるということをやります。

12. 循環取引不正と監査 (ppt15)

検査結果の事例集は毎年発表していますが、これにつきましては後から主任検査官から具体的に話してもらいます。スライド15にありますように、証券取引等監視委員会の「金融商品取引法における課徴金事例集」によると、開示書類の虚偽記載に対する課徴金の勧告事案が出ています。それから、循環取引に対しては日本公認会計士協会は監査上注意してやるようにということで、提言集を出しています。ただ、会計も監査も非常に巧妙化した不正に対応しないといけないというところから、品質管理が入ってきた段階から非常にマニュアル化した対応がされているのではないかと、評価というのは大抵形式化していくのですが、その辺の実質的なものをもう少し増やす必要があるのではないかとというような話が出ています。

13. 公認会計士と不正 (ppt16)

最近の公認会計士の監査においては、職業的懐疑心という言葉が非常に多く取り上げられています。プロフェッショナル・スケプティシズム (professional skepticism) というものですが、これも1960年代ぐらいの監査では、経営者は誠実であるという前提で監査をするというふうになっていたわけです。これが80年代、90年代に入ると、経営者は誠実とも不誠実とも考えない中立の態度という形で監査をしなさいというふうになりました。21世紀に入ってから、presumptive doubtの態度で、推定的疑いという、監査人は疑ってかかる姿勢を持って監査をやりなさいというふうになって変わってきています。

また、監査人は誰のための監査をやっているのかということです。これは経営者から金をもらうという形ですが、経営者のためではなくて、投資者のために監査をしているのだというところが考えないといけないところです。公益のため、投資者のために監査をしているからです。ここのところが、被監査会社から監査報酬をもらうことから、経営者の主張が非常に強くなる危険性があるという問題があります。弁護士や税理士は報酬をもらう場合はその依頼者からもらうのですが、監査の場合は被監査会社からお金をもらうことになります。監査は投資者のために実施するものですので、その辺が監査報酬の問題がどうも直接か、間接かというところの話につながっていくのですが、誰のための監査なのかというところが非常に重要であるということでもあります。

それから監査人の交代ですが、例外的ですが、見られるところがあります。監査報酬がどんどん下がるというところがあります。

14. 監査人への期待 (ppt17)

多くは優良会計士なのでしょうけれど、ただ、会計基準がどんどん変わり監査基準がどんどん変わる、そして予測、見積もりが入ってくると、未熟会計士と呼ばれるような人が出てきます。基準改訂に追い付かないというようなことが見られるので、これは努力していただくよりほかないということです。ただ、中には、言葉は悪いのですが確信犯的な悪徳会計士と呼ばれるような人もいないわけではありません。他の監査法人が断った所の監査を引き受けるとか、監査報酬を5割下げた形で監査契約を結ぶとかです。こういったところは本当に監査品質が保持されているのかどうかという疑問がないわけではないのですが、こういった例が見られないわけではありません。

15. 監査の原点 (ppt18)

監査の原点に返って考えてみないといけないのは、監査というのは上位者・下位者・第三者の三者関係において成立する第三者評価機能であります。上位者・下位者では監督権がありますが、監査は監査権しかありませんので、監督権がないのです。助言・勧告しかない、監督権はありません。ですから、この第三者の監査機能というのは独立していないといけないという問題があります。上位者・下位者から独立していることです。それから、専門知識がなければいけません。それと、意見表明が出せないといけないというこの3点が基本です。

16. 監督と監査の法的差異 (ppt19)

ところが、制度的に見ると、その辺がそうになっていないのが見られます。例えば会社法では、362条では取締役会は取締役の職務の執行を監督するというので、監督権があります。それから、381条では監査役は取締役の職務の執行を監査するというので、監査権を認めています。385条は差止請求権で、監査役は取締役に違法行為等がある場合にはやめることを請求することができるという規定があります。これは差止権ではないです。差止権になると監督権ですが、監査役ですので差止請求権という形で、監督と監査を区別しているのです。

ところが、この340条に来ますと、監査役が会計監査人を解任することができるというので、監督権を与えています。この辺が会社法上は監督権と監査権が区別されていないと

いうところがあります。

17. インセンティブのねじれ解消案 (ppt20)

その典型的なのがこのインセンティブのねじれと呼ばれているもので、被監査人の取締役が監査人の選任議案を決定して、監査人の報酬を決定しているという問題があります。現在の会社法では、取締役が会計監査人の選任議案・報酬を決定する権限があり、監査役はそれに対する同意権があるという形になっています。これが非常に問題だということです。監査を受ける人間が監査をする人間を選任してその報酬を決定しているのは独立性に反しないのかということで、いわゆる国会での早急な会社法の改正を要求された附帯決議が付いたわけです。これは、端的に言いますと、監査をする人間が監査をする人を決めて監査報酬を幾らにするか決めていているというのは、例えば少し悪いのですが、裁判を受ける人間が裁判官を決めて裁判官の給料を幾らにしているのかと同じではないのかという感じです。違っているかもしれませんが、そういうところがあります。

それで、この監査報酬、監査の選任議案を監査役に移そうというのが会社法の改正案として出てきているわけですが、これは監査役に監査人の決定権を与えるというのは監査役に監督権を与えることになるので、監査権と監督権の概念の混乱があるわけです。ですから、現在の監査役はこの業務監査だけに特化して、会計監査は会計監査人に全面委任すべきであり、そして監査役が持っている会計監査人の解任権は監督権だから、これは非業務執行取締役任せるというふうにすれば、監督と監査の権限は、概念差異はきちんと論理が一貫するというところがあります。これはできるかどうか分かりませんが、制度上は違った形になっています。

18. CPA 監査の確立のために (ppt21)

それから、公認会計士の監査は、先ほど独立性が必要と言いましたが、本当に独立性が保持されているのかです。監査報酬を被監査会社から直接もらっているのです。これは明らかに経済的独立性に反しているのではないかの問題があります。ですから、会社から直接お金をもらわないで第三者機関に会社がお金を渡してそこからもらうべきだと思います。例えば取引所に上場する場合には監査報告書が必要となれば、上場コストとして会社が一旦取引所に対して支払い、取引所が監査法人に対して支払うというふうにすれば、まだこの独立性という問題が解消できるのではないかという気がいたします。

それから、専門性も非常に複雑で会計基準がどんどん変わる時代には後追いが大変なので、もっと金融機関専門の監査人やいろいろなそういう専門分野別の試験等も考える必要があるのではないかと思います。意見表明も、不適正意見や意見不表明を出すと上場廃止になる可能性が高くなるので、監査法人は出しにくくなっているのではないかの問題があります。その辺を、もう少し制度上対処すべきではないか。それから、監査論では監査基準と監査手続において非常に概念が混乱しているところがあります。今、国際的には監査法人のローテーションというので6~10年たったら変えようというのがありますが、これは監査理論の問題ではなくて監査政策論の問題で、6年がいいか、12年がいいか、20年がいいかという話は政策の話であります。そういった分野が必要となってきました。

19. 内部監査の定義 (ppt22)

内部監査も1999年まではアシュアランスとって監査だといっていたのが、99年の規定改定、監査基準の改訂でコンサルティング業務をやると言い出しました。内部監査は、今、監査ではないのです。保証業務以外にコンサルティング業務をやるというので、内部総合評価機能になっています。ですから、内部監査という言葉を使って本当にいいのかどうかという問題もあります。

20. 監査の信頼性確保 (ppt23)

最後に監査の信頼性を確保するためということでお話ししたいと思います。現在は、ダブルチェックがなされ、内部評価・外部評価がなされています。公認会計士の監査では監査法人内には審査部門がありまして、そこが審査をします。監査基準では監査意見の表明に対して審査を受けないといけないということになっていますので、Aチームが監査報告書の意見を出そうとすると、Bチームという審査部門がそれでいいかどうかというのを審査する形、内部評価をする形になっています。外部評価として、他の公認会計士の審査を受けてもよい形になっています。

それから、日本公認会計士協会は品質管理レビューを行っています。それに現在は公認会計士・監査審査会が検査するという外部評価がされています。また、アメリカのニューヨーク証券取引所に上場しているような会社を監査している日本の監査法人は、アメリカのPCAOBの検査監査を受けています。さらに、会社法では監査役から会計監査人監査が相当かどうかの評価を受けています。

このように、公認会計士の監査は4重、5重に信頼、品質が保持されているかどうかというので外部評価、内部評価がされています。内部監査人監査も、内部監査基準では内部評価を受けないといけないというので、管理部門等から内部評価を受けています。それから、5年に1回外部評価を受けなさいということになっていまして、日本内部監査協会の実態調査では約2割弱は外部評価を内部監査が受けています。それに対して、監査役監査は、その意味では内部評価・外部評価を受けていないわけです。ですから、監査役監査制度がグローバル・スタンダードとして認可・承認されていくには、やはり内部評価・外部評価が必要な時代に来るだろうと思います。

それから資格問題も、公認会計士は国家試験が実施されています。それから内部監査人も日本内部監査協会等が内部監査人に資格試験を実施しています。監査役はそういったものはありません。財務・会計・監査の知見のある者がなくても会計監査ができるという形に会社法はなっているというのはいかかなものか、時代的に合わないのではないかという問題があります。

実際、いろいろな会計品質・監査品質を高めるために制度化がされてはいるのですが、まず会計品質を高めるには経営者責任をもっと厳しく問う必要があります、経済犯罪に対しては罰則を強化していくべきだろうと思います。AIJ事件に似たようなマドフ事件は、アメリカでは150年の刑です。150年の刑でも犯罪はなくなるのですが、日本の場合にはあまりにも経済犯罪の罰則が軽すぎるのではないかと、抑止力がないのではないかとこのことです。しかし法というのは相対的にできているから、経済犯罪だけを厳しくできないとなれば、課徴金をもっと増やすべきではないかと思えます。先ほど最初に言いました会計監査人監査を受けないと100万円以下の過料です。これが1億円とか10億円の課徴金が科せられるとなると、投資者始め会社の人たちも黙っていないということになるだろうということで、会計品質を上げるために経営者責任を厳しく問うということが必要だろうと思えます。このように、監査品質や公認会計士の品質を高めるためにいろいろな組織が努力しているということでもあります。

少し長くなりましたが、金融庁の公認会計士・監査審査会は日本の監査法人の監査品質を高めるために日々努力しているということのご理解を賜ればと思います。どうもありがとうございました（拍手）。

この後、主任検査官大森から報告させます。よろしくお願ひします。